

第 1 5 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 0 年 2 月 6 日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時04分開会

○江口座長 それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第15回会合を開催いたします。

本日はお忙しい中、また雪か雨か知りませんが、降っていきまして、非常に寒い中、御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

最初に申し上げますけれども、今回と次回、これは中間報告の取りまとめに向けた議論を行いたいというふうに思っておりまして、そういうことでございますので、自由闊達な議論を行っていただくために、非公開にしたいと、それが適当であるというふうに私は判断いたしましたので、道州制ビジョン懇談会の運営についてという平成19年2月13日、第1回道州制ビジョン懇談会の申し合わせに従いまして、1、議事の公開についてに基づきまして、今回及び次回はこの2回は非公開というふうにさせていただきたいと思っております。そして、会合終了後は私のほうからブリーフィングを行うとともに、議事要旨については公表させていただきたいというふうに思っております。

それでは、早速ですけれども、議事の第1番目ということで、中部ブロック道州制シンポジウムが開催されました。その結果につきまして、川口委員より御説明をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

お願いします。

○川口委員 時間はどのくらい、あまりとりませんが、簡単に。

○江口座長 そうですね。

○川口委員 四、五分。

○江口座長 四、五分、五、六分、七、八分でいいです。

○川口委員 わかりました。 川口でございます。

本日は本当に貴重な懇談会のお時間をいただき、ありがとうございます。私ども中部ブロックは、全国の最後になりましたが、この1月15日に名古屋で「道州制を考えるシンポジウム in 中部」を開催させていただきましたので、簡単に御報告を申し上げます。

資料は「実施結果について」というちょっとページの多いものと、これを要約したものと両方用意しております。要約のほうで私からは説明させていただきまして、詳しくはまた資料のほうを見ていただくという形にさせていただきたいと思っております。

当日は1月早々の大変お忙しいところ、座長を初め堺屋委員、長谷川委員、大変ありがとうございました。増田大臣もお忙しい中、時間をやりくりして来ていただきまして、改めまして皆様方にお礼を申し上げます。

総括的に言いますと、400名の来場者が非常に熱意を持って来場してくれまして、先生方は自分の言葉でそれぞれのコンセプトをきちっとお話しされたものですから、聴衆の方々は非常にわかりやすくコンセプトを理解したし、盛り上がったというのが主催者、私どもの感想でございます。

それでは、ポイントだけ御説明させていただきます。実際は増田大臣は江口座長よりも

後にお話しをされましたが、大臣の御挨拶の要旨から申し上げますと、大臣は「道州制には4つのメリットがある」ということをまず強調されました。ここにも書きましたとおり、地方自治の充実強化、「規模のメリット」の追求、国から地方への権限移譲、それと国と地方を通じた行政の効率化と、こういう4つの大きなメリットがあるということを強調してお話しをいただきました。

それから、大臣には、中部は5県を束ねますとオランダ一国に相当する経済力と多様な文化・伝統を有する、地域経営が可能な道州制にふさわしい地域と、こういうことを言っていました。

次いで座長をはじめそれぞれの委員の方々のスピーチでございますが、江口座長からは大変力の入った御講演をいただきました。明治以来の中央集権体制のもとで、人・物・金・情報を東京一極に集めてきた。その結果として地域の活力が失われ、国の衰退が目に見える形で始まっている。だから地域主権型の道州制を導入する必要がある、とおっしゃいまして、今日の資料にもありますとおり、中央集権体制が日本を滅ぼす、この体制を打破する、善政競争を始めるべきだ、東京中心の発想を脱せよ、各地域の住民の自主独立の気概を持つことが必要だということを強調していただきました。この辺りは400名の聴衆も「ああ、道州制とはそういうものか」と感じ入ったことと思います。

それから、堺屋委員の御講演でございます。規格工業社会から多様性を尊ぶ知価社会へ文明が転換した結果、今までの官僚主義、東京一極集中をとってきたことが、今となっては時代おくれとなったということを強調されまして、多様性を尊ぶ社会への転換が必要とおっしゃいました。住民に身近な基礎自治体が権限を持てば、住民みずからが政策や予算について考える、つまりキーワードで言いますと「near is better」の発想を持てと、こういうことを強調していただいたお話を賜りました。

それから、長谷川委員の御講演です。道州制を理解する要点というのは、身近な政策、特に税財政について道州がすべての権限を握って実行すると考えることであるとおっしゃいました。道州制の導入により、政策の重要度が一層高まって、公務員にも住民にも、長谷川委員のキーワードと言うなら「わくわく感」が生まれると、こういうことを強調していただいたわけであります。

そういったことで、まずお三方に御講演をしていただきまして、それぞれ内容が非常に明確でございましたので、聴衆にもよく理解していただけたのではないかと考えております。

それから、講師と会場との意見交換を行いました。大臣にも予定の退出時間を非常に延ばしていただいております。時間があれば、もっといっぱい出てきたと思いますけれども、この資料にはQ A形式で抜粋しました。

一つは首都機能移転が残念な経緯をたどった結果、あるいは三位一体改革の結果として国に対する地方の信頼が非常に損なわれているのではないかと、こういう問題提起がございまして、「今後そういった中で道州制導入のスケジュールと基礎自治体のあり方をどう考

えるのか」と、こういう質問が出てまいりました。この辺は増田大臣、江口座長にお答えしていただきまして、まさにこれは信頼関係を修復することが必要であり、国民の理解を深めて今後やっていきたいとの御回答と、大臣からは概ね10年後に道州制移行をなし遂げたい、座長からは移行を早ければ2015年、遅くとも2020年までに実現したいと、こういう御回答をいただきました。冒頭で大体の行程、マイルストーンを明示していただいたことは非常によかったと思います。

それから、農政です。この5県、工業も盛んですが農業県、農業地域でもありますので、「道州制で農業をどうするのか、農政への影響はどうか」という質問も出ました。これに対しては増田大臣から、産業としての農業を強化して国際的な競争力を確保することが基本であるという御回答をいただきました。また別の方からは「暮らしとか中小企業はどう変わっていくのか」という御質問をいただき、これに対しては堺屋委員から、住民の知恵を行政に生かしていくことで、税金の無駄遣いを減らすことができる。それから、規格、あるいは基準、こういったものを統一されたものから多様化して、ダイバーシティによって中小企業の役割、活力を高めていくことができる、あるいはそういう方向を目指していくべきと、このようにお答えいただきました。

それから、「道州制の導入によって削減する公務員を、どの分野で吸収していくのか」というような、切実な問題も御質問いただきました。これに対しては堺屋委員から、生産性の高い分野、例えば金融、あるいはマスコミ、こういったところに人材もシフトすべきというような労働のトランスファーの問題として御回答いただきました。また長谷川委員からは、各道州に独自の政策が生まれてくれば、公務員の生産性も高まるとの御回答をいただきました。私も常々、公務員の生産性問題というのは非常に大きいと思っておりますが、生産性が高まるという御意見をいただきました。

それから、来場者から回収したアンケートの結果をご覧ください。本資料の9ページにカラー刷りのものが挟んでありますので、ビジュアルで御説明したいと思います。

アンケートは来場者の6割の方々に記述していただきました。今回の私どものブロックにおいては、開催地の愛知県からの来場者が7割近くと多かったです。こういった皆様方の回答でありまして、全体に目で追っていただけますように、シンポジウムの印象は非常によかったようです。(3)の紫色のところでございますが、こういったシンポジウムは今地元でもいろいろありますが、「内容がよかった」という御意見が多かったことがひと目でおわかりいただけますし、私どもも主催者としても良い評価をいただけたと感じておりまして、ありがたく思っております。

それから、道州制について以前から知っていたかということについても、63%ですから半分以上が知っていた、詳しくはわからないというのが実態かも知れませんが、関心があったということだと思います。

それから、年齢層でございますが、この図のと通りの分布でございます。50歳台の方が35%ぐらい、次が40歳台ということでもあります。この辺のジェネレーションの人が

非常に関心を持っていること、それから20歳台でも1割弱の方が関心を持っており、こういうことでございます。

それから4番目にありますように、関心を持って出向いてきた聴衆の方から、こういうシンポの中で皆さん方の委員の熱いお話も聞いて、「理解に役に立った」という御意見を多くいただきました。最後に道州制に賛成か反対かと言うと、これは各論になってくるとこれからはいろいろあると思いますが、アンケートでは、4分の3が前向き、賛成であるということで、現時点でこちらへ向けての推進が必要だろうということをこのシンポでもうかがえたわけでありまして、大変ありがたかったと思っております。

時間の関係でこのぐらいにいたしますが、今後、今日の資料にもありますように、全国ブロックでの意見交換等ということが計画されています。ぜひこれは中部ブロックでも再度開催し、意見交換の場を持ってまた各論、細かいところにも入ったことを議論したいと、つくづく私どものこのシンポジウムで思った次第であります。

大変ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

いろいろと川口委員を初め、中部の関係者の方々には大変お忙しい中、非常に盛大なシンポジウムを開催していただきまして、ありがとうございました。

それでは、増田大臣、御出席いただきましたので、これから増田大臣に御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○増田大臣 どうも皆さん御苦労さまでございます。

今、川口委員のほうから御紹介がございましたが、年が明けて1月に名古屋でシンポジウムがございまして、私も当日現地のほうに行きまして、そのシンポジウムに参加をさせていただきました。今、概要の御紹介がございましたが、皆さん方の大変熱気あふれるシンポジウムではなかったのかというふうに思いました。

この道州制について、これまで大分回を重ねて御議論いただいていたけれども、いよいよ3月を目途にこの内容を取りまとめると、こういう重要なところに差ししかかってきております。この道州制について、いずれにしても国民の皆さん方の理解を十分得ることが今一番必要なことであるんですが、そのためにもこの道州制についてのもっと国民の皆さん方に理解をしていただく上でも具体的な何かが必要になると、それが今まで欠けていることは、なかなか理解が進まない。そして、あと論点がある程度整理して、それについて深めていくという作業がなければ、この問題は先に進みませんので、そういう意味でこの3月までの作業がこれから大変重要になることでございます。ぜひとも御協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、道州制がそういう形で国民にある程度理解が深まったときに、実現できるかどうか、今のいろいろな政治情勢の中で大丈夫なのかどうか、あるいは中央省庁がこうしたことによって本当に動いていくのかと、いろいろ率直なお話をまた私のところにもおっしゃる方がおります。ただ、一方で通常国会が始まりましたけれども、先般国会でこの道州制

について御質問いただきましたが、民主党のある先生から何をもたもたしておるんだと、もっと早くせよと、こういう叱咤激励の御質問をいただきました。

御承知のとおり、道路については自民党、あるいは民主党、与党、野党で考え方が全く今違ってきているということでございますが、一方でこの道州制についてはそういう状況ではなくて、むしろ党派を超えて賛成される方もおられると。もちろんこれについて否定的な方も多分おられるのではないかと思います、肝心のそういう場での議論をあまりまだ行われてないという状況でございます。そういう中で、そちらの議論もこれから積極的に促していくためにも、そのための何かがもっとないと、この問題の進み方がはかばかしくない。昨年の11月に地方分権改革推進委員会、中間的な取りまとめというものを発表いたしましたわけですが、道州制については総理もこれははっきりと言っているわけですが、分権改革を進めて、その先に道州制がきちんと見えてくると。この道州制を大きな分権改革の流れの中で考えていく必要があるというふうに思っておりますが、その上で個々の論点について具体化をしていくということが大変有益でございますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと。

そして、いろいろと事情でなかなか国会審議等もございまして、昨年も最後の大阪でのシンポジウムに出ようと思ったら、ちょっとうまくいかなかったんですが、今年、年度が変わってになると思いますけれども、4月以降も引き続きそのまとまったものを材料にして、各地域でさらに理解を深めるために、歩きたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

あと江口座長さんもいろいろとり進められると思いますが、今日はここでのいろいろな議論をいろいろ聞かせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に来年度のシンポジウム開催につきまして、事務局より御説明をいただきたいと思いますので、素川審議官のほうからよろしくお願いします。

○素川内閣審議官 それでは、1枚ものの資料2を御覧いただきたいと思います。平成20年度道州制に関する意見交換等の全国実施案でございます。

今年度、道州制協議会のメンバーの皆様方におかれましては、シンポジウム、道州制に関する意見交換会を実施していただきまして、まことにありがとうございました。道州制ビジョンの策定に向けまして、今後とも国民的な議論を深めていくことが必要であるわけでございますので、この資料にございますように、平成20年度におきましても、内閣官房とブロック協議会、または道州制協議会のメンバーが所属されております経済団体等による共催によりまして、今年度同様9つのブロックでシンポジウムなどを開催して、この中間報告の説明でありますとか、参加者との意見交換などを行うこととさせていただきたいと考えているところでございますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○江口座長 それでは、平成20年度の道州制に関する意見交換会等の全国実施については、今、素川審議官が説明をされましたけれども、今、審議官のお話の内容で御異議ございませんでしょうか。よろしいですね。この内容で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」との発言〕

○江口座長 それでは、この内容で平成20年度道州制に関する意見交換会等を全国で実施するというので、ぜひ委員の先生方も御協力、お力添えをその折々に賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、次に議事の3番目に入ります。これが今日の本題ということになるかと思いますけれども、前回までに行った論点整理を踏まえまして、私のほうで道州制ビジョン懇談会中間報告（座長私案）を作成いたしました。これについては、資料3を見ていただいたらわかりだと思えますけれども、何人かの今日御出席の委員の先生方にもヒアリングをさせていただきまして、それから道州制に反対している知事にも県庁に行って意見をお聞きしたり、それから既に論文を発表しておられる、今日委員で出ておられる方、そういった先生方につきましては、論文等をまた参考に、全部が全部ではないですけれども、参考にさせていただいたり、またこの資料4についている道州制ビジョン懇談会において出された主な論点、こういうようなものをまた読ませていただいたり、それから先ほど川口委員のほうからもお話がありましたけれども、川口委員のところだけでなく、全国各地で行いましたけれども、全国各地での意見交換会での質問を参考にまとめていただいております。ですから、委員の先生方のお一人の考え方が丸っぽ入っていないということになるかもしれませんけれども、それはそのとおりでありまして、そういう全体のバランスというか、大体こういうところに集約されるだろうというようなこと、かつまた私自身の考え方も含めてまとめていただいておりますので、御議論をいただきたいというふうに思います。

御意見等のある方はこれから御発言をしていただきたいと思いますけれども、また本日欠席している委員の方などからは、別途意見をペーパーでいただくことにしております。準備の都合上、当日配付になってしまったので、まことに申しわけないというふうに思っております。既にお目通しいただいたかと思えますけれども、これから10分ぐらいちょっと時間をとらせていただきたいと、10分ぐらいで読めるかというふうに言われるかもしれませんが、能力の高い先生方なので、読んでいただけると思えます。資料3の2ページから最後の24ページまで、お目通しをいただければと。それから、10分後にまた議論を再開させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○江口座長 それでは、そろそろよろしいでしょうか。

今日は増田大臣も今のところ急用がなければ最後まで出席をしていただけるということですので、それではただいまからこの中間報告の座長私案ということで、いろいろと御意見をいただきたいというふうに思います。

どうぞ自由に御意見のある方は挙手するなり、あるいはまた意思表示して。

では、どうぞ。

○山東委員 今日の資料は、あと持ち帰ってもう一度ちゃんとしてまた文書でも意見をお送りしたいというふうに、今日は今日でまたお話しはするけれども、そういうふうにさせていただきたいと思うけど、どうでしょう。

○江口座長 結構ですよ。どうぞ。

どうぞ、河内山委員。

○河内山委員 江口座長の個人としてのお考えはともかくとしまして、ビジョン懇談会としての中間報告ということからしますと、読ませていただきまして、これまで議論されたこと、それからあまりされてないこと、それから座長の個人的なかなり思い切って書かれている私見みたいところが混在をしておるような感じがいたしまして、特に論点を今までいろいろと整理をされている中で、多様な意見がある部分については、正確にこれは併記をしていただかなければいけないというふうに思っております。

ちょっと具体的に今私が感じましたことだけで申し上げますと、理念とか目標とか、そういうことについては……。

○江口座長 何ページ。

○河内山委員 しっかりちょっと読ませていただきますが、制度論、制度設計で申し上げますと、例えば18ページの税財政制度の基本原則というところから始まりまして、ずっとありますが、例えば課税自主権を強化するというのは、これは当然なんですけれども、突然税等の徴収について道州に一元化する、こういうことについては、これはまだまだここまでのところの論議はないのではないかと。

それから、道州債、基礎自治体債の発行については、「みずからの責任の下に自由に発行し」としながら、一方で今まさに各自治体が困っているところの「赤字財政補填のための道州債、基礎自治体債はこれを禁止する」と、これもちょっとしっかりした議論がまだなされていないと思います。

それから、ビジョンの段階とはいえ、（３）のいわゆるこれまでの既往のいわゆる債務について「塩漬け」とするということについて書きますと、ビジョンの段階とはいいいながら、債券の信用というようなことについて、大きな影響があり過ぎるというようなことで、こういうのはしっかり議論しなければならないと思います。

さらに一番の問題点は、今一番大きな議論になっている（４）の財政調整制度で、ここで20ページの2行目から3行目の不足分は最少必要歳出額の80%を調整限度とすると、これはちょっとどういうことなのか、はっきりわかりません。こういうことについては、

まさに議論が80％というのが突然出てくるというのは、反対でございます。

それから、垂直調整、水平調整の議論も、これも始まったばかりで、本当にこういうふうな書きぶりではいけないのではないかと考えております。

そのほか、ちょっと帰りますけれども、16ページに基礎自治体の役割として具体的に書いてありますが、一番最初に書いてあります生活保護なんかというのは、これはまさに本当にどういうふうな制度にすべきなのか、基礎自治体の役割として、いわゆる実務は行うことは当然なんですけれども、これが基礎自治体の役割として明確に書かれるというほど簡単な話ではないというふうに思いますので、全体としてかなり議論を必要とするところについて、いわゆる断定的に書かれていることについては、もう一回過去の論点というものを踏まえられまして、冒頭申し上げましたように多様な意見がある部分については、ぜひ正確に記述をしていただかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに。

鎌田委員。

○鎌田委員 私も内容に入る以前のところで、ちょっと考えを申し上げさせていただきたいんですけれども、1点は河内山委員から今ありましたけれども、多様な意見が1年間にわたっていろいろ出たわけですので、そこはしっかりくみ上げて、取り上げていただきたいということです。ですから、これはどこなんだというようなところがかなり散見、あるんですけれども、とりあえずその前提として、多様な意見がある、それは両論の併記の形でまとめていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、もう1点は地域主権型道州制というのを何度も、何度も、何度も、何度も数え切れないぐらいに出てくるのは、座長のお考えとしてということだろうと思いますけれども、地方分権をきっちり進めようという動きが今実際にあるわけですね。この1年間の議論の中でも、例えばこの論点のメモを見ればわかりますけれども、私も含めてですけれども、いろいろな方々が異口同音に分権をまずきっちり進めなければいけないということを行っているわけですね。ですから、そういうことはきっちり組み込んでいただきたいと思います。

特にこの論点整理の中で、私は申し上げなかったんですけれども、分権国家とか、私は分権型社会というふうに言いましたけれども、そういうことは国民がどういう道筋で道州制が進もうとしているのかなというのを国民にも理解していただく上でも、分権をきっちり進めていくんだという、そのところは必要なのではないかなというふうに思います。

それから、せっかくこの論点整理で私もさんざん申し上げましたけれども、道州制の導入をすることによってのメリット、それからデメリットというのは当然あるわけですね。この論点の中では、そのメリットとデメリットがかなりきれいに整理されていると思うんですね。今国民に向かって道州制の報告をするという段階では、国民の理解が必要なんだ

ろうと思いますし、そのためにはメリット、デメリットを整理した形で示すほうがかえってわかりやすいんではないかなと思います。特にこのデメリットのところでは、地域のアイデンティティがなくなるのではないかということに関しては、かなり地域にとっても大きな課題だと思うんですね。ですから、こういうところは問題としては実はあるんですと、それはまたこれからこの場でも検討していきますというような形で、メリットとデメリットを整理して提示する形のほうがかえってわかりやすいんではないかなと。ちょっと内容に関しては、また申し上げさせていただきますが、とりあえず以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 今、お二方が述べられたことは私も賛成でございます。我々が議論したことの中には、非常に多様なものがあり、その中には、ここに譲れないという大事なところがある。そのところが本文に表現されれば別ですが、それが、載せられないというのならば、両論併記になるのは当然です。国民の議論を喚起するにはそういうものが併記して示されたほうが議論に参加しやすいし、そっちのほうが国民に対して親切であると、そういうふうに思います。

それから、一つですが、道州制の導入プロセスですね。このプロセスのところで、例えば一番最後の「付記」と書いてあるくだりは我々の議論の中でははっきりとまだやったことではないし、またここに書かれていること自体は非常に不明確だと、こういうふうに思います。つまり府県が残るというのは、例えば10年後に基本法をつくるにいたしましても、それまでの間は、府県は現に残っているし、残っていながら、道州制に向かって徐々に動いていかなければ、例えば前にも申しましたように、都道府県の中の基礎自治体に移る部分、あるいは広域、つまり道州に移っていく部分というもののほかに、残留する部分というものがある。それをどうするかについては、まだ議論しておりませんが、あることはあるんですね。そういうことから考えますと、都道府県というものがどう残っていくかということは、何もまだ結論は出てないと言っていいかと思います。

それから、次に一番大事なのは、国民理解の促進であります。この国民理解の促進を考えると一番大事なのは、立派な仮想空間をいかに提示しても、国民はそれに対しては馬耳東風であるというのが60年代以来の道州制論議の帰結です。それに対する何らの反省もなく、もう一回また仮想空間を壮大なるものを提示して見せるということをして、国民は恐らくまたそっぽを向いてしまう可能性が非常に高い。それに対しまして、国民が最も理解を持つのは、自分たちを包んでいる都道府県が動き出したときです。したがって、都道府県が動き出すについては、一体今後どうしたらいいのかということは、既に前の地方分権推進委員会でも触れられておりますし、また地方制度調査会でも触れられておるという問題であります。

それに対して、我々の中で議論しているにもかかわらず、何も書かれてないということは、国民に対して不親切ではないかと、こういうふうに思います。この国民理解の促進か

ら、したがって政治のリーダーシップ、それから移行方法、この工程表、これらは一括して一つのジャンルで考えられなければならない問題です~~だ~~。つまり工程表がはっきりし、しかもそれによって既に今年の4月から各都道府県が動き出すというふうなことがあって、初めて国民はこれに対して関心を持ってもらえると私は考えます。

それから、特区に対する考え方ではありますが、道州制が戦前から議論がありまして、しかも昭和30年代、40年代には盛んにやられたにもかかわらず、それが雲散霧消してしまったというそのことのそのプロセスの中で、国家が一步を踏み出したというのがこの道州制特区であると考えます。国会と政府がこの「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律」をつくったということは、国家がこの方向に向かって一步踏み出したということの意味するわけでありますから、これをけなすだけでは足りないのであって、メリット、デメリットをはっきりさすと同時に、もし悪いところがあるなら、それを早期に修正して活用していくべきであるということをむしろ強調すべきであって、ここで非難してこんなものは役に立たんと言わんばかりの書き方をして捨てるのは、私はこれを努力してつくり上げた国会議員に対しても、その同伴者に対しても非常に不親切ではないかというふうに考えるわけであります。

したがって、ここのところは中間報告に書くときはもっとこういう議論があったということを併記しつつ、具体的に、しかしまだ問題はありますよという言い方にすべきである。国民の理解はそれによって得られると、こういうふうに考えます。

○江口座長　ありがとうございました。

今、お三方がおっしゃったさまざまな意見があったではないかということですがけれども、それについては資料4で道州制ビジョン懇談会において出された主な論点というの、これをこの本論につけて、道州制ビジョン懇談会で出されたその他の意見という、あるいはまた併記すべき意見ということで、これをつけたいというふうに今私としては思っているということです。

それから、もう一つはあれもこれも、これもあれもということでまとめることによって、かえって筋が通らなくなっていて、ただデパートみたいに物がいろいろな項目が並んでいるとか、ただそれだけになって、全然報告書にはなりにくいということが一つ。

それと、もう一つはここで議論、ここで議論ということをおっしゃっていますけれども、私はここで議論だけでまとめたわけではありませんで、全国の意見交流会で出た、例えば24ページの広域団体ということですがけれども、これは大阪で出ていますね。今日は大阪の人がいないか。大阪で特定広域団体についての、あそこは関西広域連合会というような、そういうようなことが出ています。

それから、北海道のほうでもいろいろこれは後で私はこれをまとめるためにということもあって、北海道に行って意見を聞いてきて、この特区についても地元の意見としてこういうふうに出してきているわけですので、その点は冒頭にメモ書きしてありますように、この懇談会だけの御意見でまとめた、項目を挙げたということではないということだけ

は御理解をいただきたいということでもあります。もちろんこのビジョン懇談会の委員の先生方の意見を尊重しつつ、全国のタウンミーティングとか、あるいはまた協議会の委員の先生方の御意見も尊重しながら、一つのまとめにしてあると。ですから、ひとつこの座長私案と資料4をワンセットとしてぜひ考えていただきたいと思いますけれども、御意見があればまた後でいろいろ。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 まず、この懇談会の世の中に出す最初のメッセージですから、一番肝心なのは道州制を前に進めていくと、一歩でも前に進めていくというメッセージを出すということがこの中間報告の一番大事な役割だと。

では、その出し方が両論併記みたいな形でいいのかと、私は反対です。一本の前に出すという中身の濃い、筋の通ったものが出てこないと、少なくとも受け取る側はこのビジョン懇談会で1年税金をかけて議論して、前に進めたいのか、それとも問題点があると書いているのか、よくわからぬと、問題点はもちろんあるに決まっているので、だから思い切って書かれた点は、私は評価したいと。

それを申し上げた上で、この見出しだけ、第1の中央集権体制のところから14ぐらいありますけれども、私は大体大筋、はっきり言って違和感はありません。中央集権体制は日本を滅ぼす、そのとおり、それから地域主権型、私は主権型でもいいかと思えますけれども、などなど、ずっと読んできて、そうあまり違和感はこの見出しに関してはありません。

ただ、問題だと思うのは、最初に河内山委員が指摘された税財政のところですね。これは相当議論があり得る。幾つか挙げたいんですけれども、まず19ページでお書きになっていましたが、債務返済、一切完了すると書いてありますけれども、債務返済は完了する必要はありません。財政再建というのは、債務をゼロにすることではないです。これはGDPの債務残高比を一定に下げていく、ある程度の割合で下げていくということであって、国債発行残高がゼロになる必要は全くありません。むしろ日本の国債発行残高がゼロになったら、国債マーケットがなくなってしまうから、金融政策が遂行できなくなってしまう。したがって、これは基本的な概念のところでもまずゼロにする必要は全くない、このことを言いたい。

それと、もう一つ国税の扱いです。これは堺屋さんのところでも国と道州、基礎自治体の比率を3対3対3で分けるということで、それからこちらでも国、国税の存在を前提にしておりますけれども、私は江口先生の本を読みまして、国連分担金のようなものだというふうに考えてもいいというふうに指摘があった。

○江口座長 一つの案として。

○長谷川委員 案としてね。

○江口座長 3つ案を出していますけどね。

○長谷川委員 私はあれも一つの考え方だなと思ったんですけれども、だから分担金みた

いなものを例えば私は名古屋で申し上げただけけれども、国に対する交付税みたいなものにしたらいいと、国税はなくしてしまったっていいと、つまり全部道州税にして、道州が国に対して交付税を与えると、逆交付税、今のベクトルを逆にした交付税にしてもいいなど。それは実はその後ろの財政調整のところと絡んでくるんですけども、財政調整制度のところ、というのは道州に完全に課税自主権を与えて、道州に全部自由な税率、自由な税目で設計するようになると、これは僕は間違いなく減税競争が起きると思うんです。

○江口座長 間違いなく。

○長谷川委員 減税競争が、増税競争ではありません。減税競争、なぜなら道州法人税が低いところに法人が投資するようになるから、今既に世界で起きていることです。税の安いところが善政だということになって減税競争が起きる。そうなったときに、法人税を下げて経済を活性化しよう。だから、税政府はスリム化せざるを得ないというインセンティブがそこから働いてくるというふうに思うんですね。その税制の調整のところで、水平調整で不足分は賄うと書いてありますけれども、そうするとここはちょっと工夫が必要で、どうしてかという、みんな一斉に減税して行って、私は足りない、足りない、その分みんな調整して、みんなの分け前から私のところにちょうだいというふうに言ったら、これはモラルハザードが起きますよね。つまり安くすれば安いほど不足分が大きくなるわけですから、その不足分をみんなの分け前でいずれ埋め合わせてくれるなら、80%だといったところで、それは完全なモラルハザードが起きますよ。ですから、そのところはもうちょっと工夫の余地があるということが一つ。

それから、もう一つ国税のところ、さっきの交付税制度にした場合、私はそれがいいと思っているのは、国税は国税として取って外交、安保、その他をやるというふうにした場合、国は減税していくインセンティブ、スリム化していくインセンティブというのはどうやって働くんだと、道州は競争するから、12で、あるいは9、13で競争するから、道州は減税する競争、インセンティブが初めから埋め込まれています。国は、国税はそのままいただきで、我々が勝手に外交、安保、その他に使いますよというふうにしたら、税を小さくしていく、国が小さくしていくインセンティブというのは働かない。それを道州が交付税することによって、道州がチェックして行って、道州と国の交渉によってそれが決まるという仕組みをビルトインさせてやらないと、国に対するガバナンスがきかないと思うんです。この点はいろいろなアイデアが多分あるでしょう。

などなど、今ちょっとだけ申し上げましたけれども、などなど、国税を最初からセットして、これはあるものだというふうに考えて議論するのは、まだ余地があるなど実は私は思っております。

○江口座長 ちょっと長谷川委員に、ここをどういうふうに考えたらいいいのか、20ページの先ほど言われた不足分は最少必要歳出額の80%ということ、確かに長谷川委員のおっしゃるとおりだなというふうに今思っているんですけども、そうだとするならば、これはどういうふうに表現したらいいですか。

○長谷川委員 私はそこまで、だからちょっと考えたアイデアは、12なら12の平均税率をまず想定して。

○江口座長 何の平均？

○長谷川委員 税率ですよ。12道州全部、例えば法人税でいったら法人税が12通りできますよね。その平均税率を考えて、それより下にあるところは足りないといっても、足りない部分を全部よその道州から面倒を見てあげますよという仕組みにはしないと、足りない部分で足りないところだけ、そこはモラルハザードですから、要するにほかの道州よりもおまへのところは低いから税収が足りないのではないかという話ではないですか。

○江口座長 なるほどね。

○長谷川委員 ですから、「もし平均よりも低く設定して足りないというなら、まず我々に調整しろと言う前に増税したら？」、あるいは「あなたのところの道州政府を小さくしたら？」というインセンティブを埋め込まなければ、これはワークしないと思いますから、平均税収みたいなものを考えるというのが一つのトリックで、ここは多分、数学的に解ける話です、こういう話は。

○江口座長 ありがとうございます。ちょっとまた参考にさせていただきます。

堺屋委員。

○堺屋委員 お聞きしていますと、もしこのまま両論併記だったら、両論どころか十論併記になりまして、まとまらないと思うんです。この論点整理をつけたら、これはいろいろなことを言ったなというだけなんです。

だから、やはりここから、今、我々はこの道州性の入り口にかかっているという概念になって、どういう道州制をつくるか、座長から一つの道州制のモデルが出された。これに賛成か反対かをもう一遍議論しないと、今の長谷川委員の意見と最初のお三方の意見とは、相当離れています。だから、道州制のあり方について、これから本気で、これでようやく座長の御意向がややわかった。まだ座長の御意見の中にも矛盾があると思いますが、大体わかったので、こういうものを本当に皆さんが納得しているのかどうか。それから税の問題とか権限の問題に入らないと、今このまま細部に入ったら、もう十人十色の意見になります。それは、そうなると、よく教育再生委員会もそうなっているようでありますが、結局、何を言ったか、言いつ放しになりますので、最終的に1つの意見にまとまって、少数意見はあっても、多数意見はこれだということをつくらなければいけない。

それで、座長のお出しになったこれを元にして、細部の表現その他はともかくとして、こういうような座長の言われる地域主権型道州制というものがよいのか悪いのか、その何点かに絞ってまず議論を重ねて、ちょっと手間はかかりますが、改めてこの府県の分権の先に道州制があると考えた人と、それから国のつくり方を変えることによって道州制があると、もう全く違う2つの意見が実は出てるんですよ。だから、これについて、国のあり方と道州のあり方、これをまず議論する必要があると思うんです。

私が今日出したのもその一つでございまして、私の考えるのは三段重ねよりも、むしろ

国は別の機関である、国は国の権限を持つ機関であると。三段重ねにしますと、これは連邦制になります。だから、国の機関というのは、国の権限、17項目の権限だけをする機関であると。そして、福祉、公共事業、教育その他は二段重ねであるというようなことをまずどう考えるか。その基本をまず議論する必要があると思うんですね。どうも、自治体、都道府県が合併した先に道州制があると考えている人と、国が職務を限定するとその結果、道州制があると考えている人と、大きく分かれているような気がしますね。ここを、まずどっちかに統一する必要があると思います。

○江口座長　ありがとうございます。

どうぞ、宮島委員。

○宮島委員　この報告はどういう意味づけを持つのかを考えますと、私も全体はすっかりしたほうがよいと思います。個別に関しては、これはどう考えたらよいのかなというところがあります。私たちは、これを最終的に出したときには、一人一人がメディアやその他の質問に対して答えられる責務を負うと思いますが、たとえば20ページにおいて、債務を「塩漬け」ということは、議論していないし、どういうことなのかと。マーケットも国債を持っている人も、この文面を見たときにどういう反応があるかなということも含めて、この部分どう理解したらよいか、座長の御意見、もしくは議論をもっとしたいところが幾つかあります。

あと、国の形のところなんですけれども、これは単なる書き方だけの問題かもしれませんが、私の理解では、形としては基礎自治体ができることをできるだけやって、道州がそれを補完して、国がかなり限定した部分をやる、国のやることを限定するというイメージだったと思うんですけれども、この書きぶりですと、2ページ目の5.の要点ですけれども、「国、道州、基礎自治体が担うべき役割を限定する」と書いてありまして、それぞれがそれぞれ決めて限定するようにも映ります。つまり、基礎自治体からスタートするのか、国が決めてスタートするのかとか、それぞれ思うことがばらばらになるのではないかと思います。単純な書きぶりかもしれませんが、ここら辺はかなり中間報告の骨格に近いところなので、自治体・道州・国をどういう形で組み立てるかということをきっちり議論した上で、さらにそれが間違ったメッセージとして報告書を受け取る人に伝わらないような工夫が要るのかなというふうに思いました。

○江口座長　どうぞ、金子委員。

○金子委員　今、堺屋委員の申されたことは、全く私も賛成なんです。

つまり、一番大事な点は、道州制に対する基本的な考え方で、合併して道州制ができると皆さんおっしゃっていますけれども、果たして合併してできるのか、国を分権することによって、道州制のまず基本、形ができて、それに都道府県の広域部分が吸収され、国の地方部分が吸収されて、それが道州の形に育って行って、ある時期、全国一斉、この形でやりましょうということで基本法ができると、こういう考え方をする人と、そうではなくて、とりあえず、まず地方、都道府県が幾つか合併して、その合併したのが州になるんだ

と。その合併させるためにいろいろな手段、方法を講じていくという考え方と、確かに2つあるわけですね。やはり、これが整理されなければならぬ大きな論点だと思います。このところは、どちらかにはっきりさせておく必要を感じます。

○江口座長 どうぞ、山東委員。

協議会の委員の方も、どうぞ。今、山東委員のお話の後で。

○山東委員 堺屋委員がおっしゃったこと、これは前々から賛成なんです、今日のこの資料の中には、私が出したものはほとんど取り上げていただいていない。いずれにしても、地域に自主的な地域政府をつくるんだということ、そして、早くできたほうがよいというふうに前々から言っているわけですね。

実現には2つの道があって、1つの道は県を合併して、それを基礎にしまして、だんだんと拡大していく方法、それから、それに対して、県の合併を前提としないで、九州や近畿というようなところに州の前身になる組織を設けて、それを徐々に膨らませていくというような方法がある。私は、今までの道州制が長い間、なかなか実現しなかったということは、やはり県の合併に固執してきたところがあるのではないかと考えているわけですね。

それで、私が、申し上げてきた州の前身になるものとは何かといいますと、1つは、九州でいいますと、協議機関として、九州会議といいますか、これは地域担当大臣と知事とその他の自治体の長でもって構成する会議をつくる。それから、もう一つ、九州政策庁、九州政策計画庁というようなものを設ける。そして、一番の要点は、事務所を現地に置くということなんです。それともう一つは、九州政策庁なら九州政策庁に対しまして、国・自治体からフィフティー・フィフティーでもって職員を出向させる。そして、5年前後どのような政策をやっていけばよいかということをいろいろとやっていきながら、いずれ、後に、地域担当大臣が、選挙によって州首長に代わられる場合の基礎を固めていくというふうな方法のほうがよりよいのではないかと考えているわけです。これは単に、私の一つの現在の段階での案に過ぎませんけれども、それが1つです。

それからもう一つは、地域主権の問題です。地域主権は、実は法的な概念がどういうものであるかということは、私にもよく分からないんですけれども、地域の自主性を強調したいというお考えは、特に異論をはさむことはないと思うんですね。

それで、問題は、地域主権のあらわれとして課税権の問題、このところが一番の大きな問題になるだろうと。州間の税収格差の問題ですね。私は、今の段階で3つの方法を考えてわけですね。1つは、州自体の独自の課税権。それから2番目には、特定税目の国税収入の一定割合を州と国で分配し合う。要するに、州に一定割合を渡すということをちゃんと法定するということですね。州全体の部分を、そういうふうに国税の一定割合で確保されたとしますと、それを各州間に人口比で配分していく。それにさらに面積とか、気象条件とか、あるいは離島間の距離とかというようなもので補正していく。いずれにしても、公平性をそういう形で保っていくということ。

それから、3番目は、さらにこれを、補完するものとして、特定の税目に限って、州課

税を認める。だから、国の配分と州課税とがどういうふうな割合で組み合わされるかということなんですね。

もともと、これは明治維新によって、一たん、単一国家として統一国家ができたものが、それがこれから地域に分割していくということですから、連邦のように、それぞれ州がもともと課税権を持っておって、それを連邦へ上納するかどうかということと、発想が違ってよいのだと思うんですね。

だから、私は前にも、独自性という点では州は限りなく連邦制の州に近づくであろうけれども、日本という共通の基盤から脱することはできないということを申しましたけれども、こういう税というようなところに一番あらわれてくるので、だから、これも前から言っていますように、この3つの案をこれからいろいろと検討していただきたいのであって、もう最初から課税権が中心だということになると、必ず今の州間格差の問題というものは出てきますし、それから水平調整などというのは、できるものではないですよ。

以上、そのことだけを申し上げます。

○江口座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 まず、この中間報告の位置づけというのはどういうものなのかということが、やはりきちんとしておかなければいかぬのだろうというふうに思います。それと、一応、今のところでは3月末、もう二月のうちにそれを出すということでございますが、いずれにしても、時間はかなり限られておりますので、まず「この中間報告というものは、どういう位置づけのものなんだよ」、「こういった懇談会や各地でのシンポジウムでの議論を座長として取りまとめたものなんだよ」ということなのか、それとも一つ、中間報告があるからには、本報告というのは出てくるのだろうか。それは、3年後にどういう形で出てくるのか。よく、中間報告で終わってしまうケースが間々あるわけでございますけれども、そのところをきちんと——私がちょっと不勉強かも知れませんが、理解しておかなければいけない。

そういうところから見ますと、まだ議論が足りていない。今、江口座長は、これは大変な労力だったというふうに敬意を表しますけれども、いきなり手厳しい御意見が続きますので、ちょっとお気の毒かなと思っておりましたのですけれども。

○江口座長 いえいえ、全然。

○福田委員 そういうものを、議論がまだ十分されていないものと、出尽くしたなというものとは、報告書の中でちゃんと色分けができるのではないかと。「これはちょっと今は議論が十分ではないが、ちゃんとこういう位置づけで議論していきますよ」という予告も要りますし、そういうものも整理しておかなければならないだろうと。

それから、堺屋委員がちょっとおっしゃいましたが、これは江口座長私案として、それに対して皆さんが賛成するかどうかというふうな選択肢もありました。それはそれで一つの意見だと思いますが、それはこの「中間取りまとめをするよ」ということの性格が変わってくるのではないかと、ちょっと心配しております。

それから、細かいことになりますが、2つの会議体がございまして、地方分権改革推進委員会と本会と、その位置づけは、ここに要点のところの2ページの3で触れていらっしゃるけれども、その関係がどういうふうになって、どういう位置づけ関係にあるんだよということが、やはりちょっと皆さんの中に要るのではないかと、説明が書かれるべきではないかと。

それから、本当は今の地方分権改革推進委員会というのが、現行都道府県体制を前提としてといったときには、それはいずれどこかで限界があるように思うんですね。そういうところこの懇談会のつながりはどうするのかということが、まずどこかで書かれる必要がある。

それから、やはりどなたかがおっしゃっていましたように、メリット・デメリットというか、光と影、影の部分もきっちりとクリアカットで書いておいてあげてこそ、やはり皆さんにとって、この報告書に真実味が出てくると。光が非常に強い形でずっと出ていたら、「本当かいな」ということになってしまうと。影は何かといったら、基礎自治体の人たちがどういう苦勞をしていかなければいけないか、どういう痛みを伴うかということは、きちっと書いておいてあげるべきだということです。

それと、欲張りな話ですけれども、「国、道州、基礎自治体」という順序で構成されておりますが、あるべき論からいきますと、主役は基礎自治体でございますから、基礎自治体のところから、逆に国までに書き下ろしができるのかできないのか、構成を変えることができるのかできないのかということでございます。

もう一つは、最後ですが、国民が見て、「ああ、そうだったんか」とわかってもらえるようなわかりやすい表現と、それから具体的な姿の書き方を、簡潔かつわかりやすいという格好で、イメージしやすいものに例示しておいていただくと、非常に国民の皆さんの理解が進むのではないかと。

以上です。

○江口座長　ありがとうございます。

今の福田委員のお話ですけれども、私の視点は、申しわけないですけれども、ビジョン懇談会の委員の先生方を対象にしてまとめているというよりも、国民の人たちに訴えるというか、国民の人たちがどう理解してくれるかという、そっちのほうで、だから、あまり紛らわしい両論併記だとかというのは、結局、何が何だかわからなくなってしまうというようなことで、しかし、いろいろな意見が出ているわけですから、資料4を一つの資料としてつけたいというふうに思っているわけですが、中間報告の位置づけについては、長谷川委員がいみじくも指摘されましたが、この道州制をやはり推進する方向の中間報告でないと、何のためにこの懇談会をやっているのか。この道州制ビジョン懇談会で、「道州制はやめるべきだ」などというのだったら、こんな意味のない税金の無駄遣いはないのであって、そういうようなことを考えれば、やはり多くの人たちが、道州制というものについて、先ほどの川口委員のアンケートではないですけれども、大分、マスコミの調査と

は違って、具体的に多くの人たちが理解を示すようになり始めてきているわけですから、そういう意味で、中間報告は国民の人たちというか、一般の人たちに理解してもらいやすい、「ああ、道州制というのは進めるべきだな」というような意識を持ってほしいということです。

それから、国、道州、基礎自治体ということで、これは逆のほうがいよいのではないかといいさすけれども、福田委員のおっしゃりたいことはよくわかるんですが、私の気持ちとしては、まず国の役割を先に限定しておいて、あとは基礎自治体と道州ということをやったほうがよいのかなと。国の役割を最初に限定したほうがよいのではないか、これはこの懇談会の中でもある委員の方が、まず国の役割を限定すべきだというようなことを指摘されましたけれども、私もそのとおりだろうなということで考えたわけです。

それから、ついでに都道府県合併を主に持っていくということ、これはどう考えても、ある知事の人たちの意見を聞いたら、とてもじゃないけれども、そんなことをやっていたらできない、道州などはできやしないと。合併というようなことでやっていたら、そんなことで道州制ができるというのは、話としては一つの案として可能かもしれないけれども、それは地域ごとに温度差があるんだから、だから道州制をやるんだったら、もう一律一気にやってもらわないと、我々としては対応できないというような意見が非常に強かったというようなことを前提にしているということでもあります。

どうぞ、堺屋委員。

○堺屋委員　今の座長のまとめに全面的に賛成なんです。まず、我々のやっている懇談会は、国の懇談会なんですよ。市町村、都道府県の懇談会ではないんですよ。だから、国がどうあるべきかを、まずばしっと決めなければいけない。

国は、今のようにならゆるものに権限を持っている国なのか、これだけしか権限がない国なのか、そこが第1点だと思うんですね。その次に、国の権限に対して、道州なり基礎自治体なりがどういう影響力を与えるか。これは、影響力を与えたら連邦制なんです。国のやる外交とか防衛には、道州は口出しできませんというのが、この新しい我々の考えているもの。だから、まず国がどうかということが第1点。

その次に、財政の問題に入ると、もうこれは非常にどろどろしたものに入ってしまうんですが、その次に、国の持っている債権、これをどこまで道州が引き受けるかという問題なんですね。だから、国の税金を減らすのなら、今持っている700兆円か何かは、現在の国税体系で持っているものですから、同時にやはり道州に割り振らなければいけないです。そのときに公共事業の先行性を解消する。そうしたら、今考えているのと全然違う道州の豊かさ、負担が出てくるんです。

今、東京が有利だというのは、東京に公共事業が先行されていて、それが大正時代から、戦前から、もう非常にゼロ価値のものが多く、これが大影響なんですね。それをなくしたときにどうなるかを計算したら、現在、我々が一般に言われているような格差は存在しないはずなんです。

ある試算によると、これは私、あまり信用できるかどうかわかりませんが、1年間に東京に出されている過去からの補助金は7兆円だと言われているんですね。そうすると、もういかなる補助金でも追いつかぬぐらいのものが、東京に流れているわけですね。そういうことを解消すれば、案外そこで、これから2カ月の間にシミュレーションできるかどうかわかりませんが、そういうことも含めて次の体制を考える。

だから、まず国の体制をどうするかを考えて、その次は基礎自治体で、上重ねの道州。これを、今日、江口座長の概念が出たわけですから、まずそれをはっきりさせて、それから議論する。そうでないと、我々は国の審議会をやっているのか、都道府県の審議会をやっているのか、わからなくなってしまうんですね。だから、国の形をはっきりするというのを集中的にやってもらいたいと思います。

○江口座長 堺屋先生がおっしゃったような、まさにその視点で私は、たまたまですけれども、まとめさせていただいたということです。

では、芦塚委員。

○芦塚委員 今、いろいろ議論がありましたが、九州での議論もここに集約されているような方向での力強い道州制実現に向けた中間報告を国民に示していただくことを期待しております。

両論併記は問題があります。しかし税財政制度、これについては、今後、こういう方向性で検討を進めるという表現でもよいかと思います。ぜひ報告書の前半のような力強いメッセージを、ぜひ中間レポートで示していただきたい。

この中で、役割分担、なかでも国の役割分担をまず限定したい。もちろん基礎的自治体は、近接性の原理、それから補完性の原理からずっと道州、国へと上がっていきますが、やはり国の権限は国家の存続に関わるものに限定していただいて、残りの内政に関することは、基本的に道州以下に任せるとして、道州と基礎自治体は、補完性の原理で分担する。ある意味では、これは連邦制に近い単一国家の道州制といいますか、そういうものを私達は期待しております。

しかし15ページの国の役割で、「最低限の生活保障、このナショナルミニマム問題はこれから議論しましょう、しかし、国が責任を持つべき」というのがあります。それから、道州のほうにいきますと、「教育、福祉、あるいは医療などをどうするか」というのがあります。いわゆるナショナルミニマムといいますか、こういうものをどういう形で国と道州以下で分担するのか。今からの議論と書いてありますが、どういう仕組みで国と道州の関係があるのか、一番関心の深いところ。

それともう一つ、道州の役割で産業振興というのが1つあります。私たちは、グローバル化された中では、道州制の一番の役割は、やはり経済、産業政策について、みずから自治行政権、自治立法権、自治財政権を持ってやるということではないでしょうか。その辺をもう少しわかるよう道州の役割にしていただければと思います。

○江口座長 では、川口委員、どうぞ。

○川口委員 今日ここに私案としてのまとめが出されまして、本日も皆さん方から貴重な意見が出てきました。私なりに整理しながら考えておりますが、詳細な道州制ビジョンという最終的な目的もあるわけですが、当面優先すべき目的は、この中間取りまとめですね。

それで、私も今、次元を整理して考えると、基本設計、基本理念というのがまずあって、それからその次に詳細設計がなされるべきだと思います。詳細設計にはいろいろな問題解決——問題もいっぱいありますから、これを解決するというような次元の詳細設計が必要ですが、その中でも特に大きいのは経済学ですね。要するに、経済的な自立がどうやって成り立つかということです。あとは移行方法があり、国全体のコンセンサスを取る手続き論ありと、詳細設計はこういうプロセスかなと思います。

そういう中で、このビジョン懇の当面のミッションというのは、基本設計、理念において、きちっと一つの答え、方向性を打ち出すことですから、今後2カ月ちょっとの間にまとめるには、やはり先ほどから皆さんおっしゃったとおり、各委員の統一的な見解が必要だろうと思います。大同小異といいますか、多少は気持ちの上でいろいろあるかもしれませんが、やはり中間とりまとめの中で、方向性・理念はきちっと示したい。国の役割であるとか、単なる都道府県合併ではないよとか、そこら辺がちぐはぐしておったら、中間といえども、これは理解を得られないだろうと思います。ですから、まだ議論が必要であれば、今からそこを揉んでいただいて、基本設計をまず、きちっとまとめるべきです。

詳細設計のレベルまでいくと、やはりまだ大きい問題も小さい問題も含めると、異論がいっぱいあるんですよね。中間答申の後にブロックごとの意見交換会というようなことも行程としてあるわけですから、そういうところでも意見聴取しながら統一していくプロセスが必要だろうと思います。

中間取りまとめの段階では、詳細設計に関わる部分で、異論を列記しながら後へ持ち越すことはやむを得ないのではないかと、こう思います。その上で、異論の中の優劣を、それこそメリット・デメリット、長所・短所を並べながら判断してもらい、こういう次元は持ち越すかもしれませんが、基本理念の部分については、やはりビジョン懇としての統一的なコンセンサスが要るだろう、そのための議論も要るだろう、こう思っております。

それで、当面、限られた時間の中で、一番の目的である中間報告の取りまとめに向けて、今、私案が出された。ですから今日からは、これを侃々諤々やって、まとめていただいて、収れんする必要があると、こう思っておるんですけれどもね。

○江口座長 どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 今までの議論で集約されてきたところがあると思うんですけれども、国の役割を限定、それは私も賛成です。

それで、堺屋さんのペーパーと座長のペーパー、両方を今、読んだところなんですけど、例えば公室、外交、防衛、こういうところは確かにそうだろうなと思って、あまり異論はないんですけれども、あえて問題提起の意味も含めて申し上げると、これはいかがかと思

うのは、移民政策と、それから座長ペーパーでいうと国家的プロジェクト、それから市場競争の確保、この辺。それから、堺屋さんのペーパーでも、移民があり、大型国家事業、大型技術開発と、この辺が入っているわけですがけれども、ここは、私はやや、はっきり言って異論がある。

○江口座長 異論ということは、反対ということ？

○長谷川委員 異論というのは、反対とまでは言わないけれども、これは産業政策を誰が担うのかという議論だと思うんですがけれども、産業政策の部分、それから市場競争の部分、もうこれも国というふうに決めてかかる必要は、必ずしもないと。

例えば、市場競争の確保を証券取引法の運用とか、アメリカなどでは、全然、デラウェアが有名だし、これは違うわけなので、必ずしも市場競争の話だって、産業構想の話だって、これは今の時代で「国」という単位でやらなければならないのか。私は、実はそうは思わないんです。

それから、移民の話にも若干感じるのは、移民政策と経済成長の話はこれから大問題になりますよね。この話は、国にこれも任せてよいのかと。あるいは、移民のところだって、道州が「うちは移民を入れたって労働人口を増やすよ」というふうに考える自由度があったってよいのと、ここは議論の余地があると、実は思います。

○江口座長 では、堺屋先生、どうぞ。

○堺屋委員 原則は、道州の間は完全自由にしなければいかぬということです。日本の道州の間に、関税とか入管とかはつくらない。そうすると、Aの地域が自由にしたら、そこからめっちゃくちゃ入ってきますね。だから、やはり道州の間の境は完全自由。商品、人間、お金、完全自由を前提とすると、そこは共通にしないとまずいのではないかと、こういう具合なんです。

○江口座長 人、物、金、情報ね。

○堺屋委員 だから、詳細について、多少の差があることはあり得ると思います。その間に、絶対に区域、境界をつくってはいけないという前提で考えました。

○江口座長 それから、大型国家事業とか大型技術開発というのは、私のイメージとしては、ロケットをイメージしたわけですよ。これから宇宙衛星とか、ああいうふうなものを打ち上げていくというふうなときに、何か各州でそれだけのものが担えるものかどうか。あるいはまた、各州単位でそんなことをやるべきことなのかどうかという、そういう意味で、大型技術開発とか大型国家事業というのは、実は堺屋委員のをいただいたということになるわけですがけれども、ただいただいたわけではなくて、一つ一つ吟味して、そういうふうなことを考えたんです。

移民についても、全く堺屋委員の考え方と私は同じ考え方で、もしこの問題について各州に任せたら、これはちょっと困るなということで、これからグローバル化の時代ですから、そうするといろいろな形で人が入ってくる、海外の人たちが入ってくる、入ってこざるを得ないような、そういう時代になってきたときに、移民というこの問題については、

やはり国家、国で全体的にいろいろと調整していくとか、取り組んでいくということがよいのではないかなと思ったんですけどもね、私は。

どうぞ。先にその件で。

○長谷川委員 よくわかりました。それで、ここは詳細設計に入ったらいろいろ議論があると思いますけれども、今のロケットの話を仮にそうだとした場合、それを国家政策として認めるかどうかは、道州がどこかで縛りがかけられる仕組みをビルトインしておく必要があるのではないかなと。つまり、やる側からいくと、「これは国家事業です」と、例えばIT、環境、バイオ、ナノ、これはもう大好きな政策ですけども、「これは国家事業です」と言うんですよ。「本当か？」というところを議論する場がないと、これは全部、国家事業ということになりかねない。

○江口座長 これは、そのために国家・道州間調整会議というのをつくってやるんですけどもね。

○堺屋委員 そのために、国会があるんですよ。やはり国会はあるんですよ。

○江口座長 どうぞ、大久保委員。

○大久保委員 基本的には、座長私案のような形である方向性を出して、「道州制はぜひやるべきだよ」というメッセージを強烈に出していただかないと何のためにやっているかわからないので、これはぜひやっていただきたい。

ただ私はもう中央集権でやろうとこういう地域主権型の道州制でやろうと、これからの国家経営というのはとんでもなく大変だろうという意識はあるわけです。そういう中で本当に海外からある富を持ってこないと日本は生きていけないわけで、それをやるのは、私どもの実感としては、今の中央集権のやり方ではもうかなり限界に来ている。やっぱりそのところを、より自由に海外と競争できる、あるいは多様に競争できる、そういう体制をぜひつくらないといかぬというメッセージをひとつ、どうしても出していただきたい。そういう意味で、先ほどの芦塚さんのお話と私は近いんですけども、やはり経済的な力を国としてつけるためには、今の体制ではもう限界に来ている。ぜひ多様な形で競争できるようにしたいという点が1点です。

それからもう一点は、そうはいいながら、地域主権という意味はものすごく自分で痛みを持たないといけない。道州制になった場合に、やはり各道州の議会が本当に自分のところできちっと歳入を確保し、新たな負担の人に説得して持ってくるという痛みと責任はもう裏腹の問題だと。それで、そのメッセージが僕はちょっと抜けているなという感じがしているんですよ。

○江口座長 抜けてはいないんですけども、書いてあるんですけども、ちょっと弱いかもしれませんね。

○大久保委員 僕は、やはり痛みも感じながら権限を持つんだと。自分たちが地域主権だということは、やっぱりそれがバックにあって初めての地域主権なんだと。そういう格好で、先ほど申しましたように、今の時代、国内でごちゃごちゃやってももうしょうが

ないので、海外との競争力ができるような力をつけたいというあたりのメッセージをぜひ出していただきたい。

○江口座長 もうちょっと強めましょう。

川口委員。

○川口委員 今、大久保委員がおっしゃったことに、私も全く同感です。資源・エネルギーの部分というのは国力に直結するのですが、今の我が国のシステムは非常に弱いと感じます。中国とかロシアとか、そういう政治システムが違うところが今、資源・エネルギーの獲得戦争に力を入れているんですよね。そういう中で分権化、あるいは地域主権化と言っても良いのですが、これを進めようとしたとき、国益が忘れられることがないように制度設計をしておかないと、もっともっと弱体して、それこそ国力が劣化して生きていけなくなってしまうわけです。それが1つ。そういう意味で、大久保委員にまことに私も同感です。

○江口座長 私もそれを前提に書いたんですけどね。

○川口委員 もっと書いてください、これは。私も電力会社におりますので、本当にそう思います。

○江口座長 それでいいですか。

はい、どうぞ。

○金子委員 この中間報告ですからね、やはり皆さんおっしゃっているように基本設計といますか、「こういう形にしたいんだよ」というところのメッセージはしっかり出すと。それにつきましては、もうこの座長がお書きになったもので、要するに役割、権限を真っ先に持ってきてきちっと書いていらっしゃいますし、そういうところはやはり押し出していいのではないかと思います。

しかし、それと同時に、やはり最終的には基本法をつくって全国一斉にどんとやらなければ、こういうものはできるはずがないので、やるに決まっているんですが、そこまでただ持って行って、何もしないでいて、いきなり国から強権的に出すには相当の政治力が必要で、そんな政治力はどこにもない。と同時に、創るものが民主的な制度なんですから、民主的な制度を強権発動で上から一斉につくるということは全くの矛盾です。だから、地方が動きながら、つくりながら、過渡的に、過渡段階を形成しつつ、最終、ある時期へ来たら全国一斉にどんとやる。その時期の判定は政治家が当然やるべきでしょうが、過渡段階を積み上げていくという具体的な作業が必要です。ですから、基本設計と今後の進め方という形になるのではないかと思います。

それで、その今後の進め方をするについて一番基本的に大事なものは、国が既に特区というものをつくって一步を進み出した。それを出来が悪いとけなしてばかりいるのではなく、かえって、出来の悪いところには修正を加え、その実践を通じて、住民の参加を促し、さらに全国いっせいの基本法に向かって一步一步近づいていく、こうして現状の努力を積み重ね、それを基礎にしてさらに進展させていくというのが一番スムーズな実務的なやり方

だと考えます。

国は合併を前提にして内地の特区を考えていらっしゃいますが、法の趣旨は合併前提ではなくて、現行都道府県制度の上に特区をかぶせていくというのが本来の考え方だったと思うので、それで北海道はそういうふうになっているわけですが、北海道のほかにもう一つ、沖縄というものがあります。それはいつの間にやら消えてしまって、さらに内地の分を見ますと「合併しろ」とこう来たものだから、そうではなくて、合併する・しないは最終段階の話で、過渡的段階においては、その広域部分について府県が連合して実行共同体のようなものをつくる、地方自治法の11章にその規定もあるわけだけれども、ああいうものをもっと拡充・強化した形でまず実際に動いていく。動いていって、全体の動きがある段階にいったときに、「さあ、全国一斉にこれからやりましょう」というふうに政治家が決断する。そういう進め方をするのが、明治維新のときの先人の巧妙だったところです。要するにいきなり壮大なビジョンを掲げて「これをやるぞ、お前たちは愚民だから俺たちが考えたぞ」という形で下ろしていくことは、今の民主主義の世界では不可能というふうにまず考えるべきであります。だから、今後のあり方として、国が一步を踏み出した道州制特区をいかに修正し、かつ活用するか、これが、当面の重要課題になります。

道州制特区推進法の一番の問題は合併を前提にしていることにあります。それによりますと、首都圏は、首都圏連合を進めてきたその実績の上に、特区をつくれないうことになる。つまり、あらかじめ不公平な扱いになっています。たとえば、大県の神奈川県が。東京都とは吸収される合併しかできない。これは、まず、不可能です。現行法制の明らかな欠陥です。そんなものでもって道州制特区をつくれるはずがない。ということは、首都圏のある南関東は既に差別されているということになるわけです。しかし、こういう未開拓の分野の法制をつくるときには試行錯誤は普通ですから、その代わり齟齬を発見したときには直ちに修正し、修復する態度が必要です。情勢によって、何度でも修正を繰り返し、繰り返しながら歩み進めていくというふうにしなければならないというふうに考えます。

そういう提言を中間報告でするのです。ですから基本設計で、「こういうふうにするんだぞ」と書くのはいい。しかし過渡段階の実践を通じて、いま、この時点では気のつかない視点が新たに出てくる。明治維新を見ているとそうでした。そのように、民意が進んでいき、それが、ある段階に達したときには、その段階で出てきた新しい視点を入れて再検討する。そのときにどういう形になるかは非常にフレキシブルだと、こういう形の答申でなければ、私は現実性がないと思います。

○江口座長 今の御意見、金子委員のほうからフレキシブルということをおっしゃいましたが、それはそれで一つのお考えだと思いますけれども、そういうことで、その先になって、そのときになってまでフレキシブルに考えるというような、やっぱり中間報告としてはちょっと、私としては納得できないということです。

それともう一つ、沖縄を、何かいつの間にやらなくなったというふうに金子委員はおっしゃいましたけれども、決してそうではなくて、21ページに書いてありますように、13

道州などの区域例が提案されているというふうに……

○金子委員 いや、それはそういうことではないんですよ。第27次地方制度調査会では、北海道と沖縄とを同じように一つの区域で考えていくというアイデアがすでに出されている。

○江口座長 いやいや、だからそれは、沖縄が……

○金子委員 27次以来の流れの中で、いよいよ特区をつくるようになって、沖縄は特区をつくれなくなっているんです。ここへきて差別されているということ。

○江口座長 だけど、ともかくとして、特区かどうかは別にしまして、沖縄をうやむやにしているというわけではないということであるということですね。

○金子委員 いや、ですから最終的には入るけれども、過渡段階においては、せっかく国が特区をつくって踏み出しているんですから、これでもって、さらに具体的に前進していくと。その動きを見ながら国民は「ああ、国も動いた。県も動いた。それでは我々も考えを変えていかなきゃいかんな」というふうに、全体の動きが初めて具体性を帯びてくるわけですよ。何度も言うようなんですが、上からの啓蒙だけでは進まない。現行法を活用して、実際に動き出す。少づつでも動いていく。それが、明治維新の教訓です。

そうではなくて、仮想空間を壮大に掲げて、「これ、立派だろう」などというものを幾ら出しても、それは昭和40年代からずっとそれを続けてきたが国民は馬耳東風だったという歴史があるんですから、その二の舞は絶対踏んではいけないということです。

○江口座長 その国民が馬耳東風だったというのは結局、国民に理解してもらうような努力をやはりしていなかった、してこなかったということもありますし、それからもう一つは、今まで担当大臣ができて、それから担当の事務方ができて、それからこういうビジョン懇談会が出てきて、首相が所信表明で道州制を言っているというのは、これは5年前、10年前というか、今までの道州制の状況・環境とは全く違うわけで、それを前提にして国民に理解してもらうということで一生懸命、ですから私も、先ほど申し上げましたけれども、この道州制ビジョンの私のまとめは懇談会の委員の皆さん方を意識してまとめたものではなくて、国民の人たちに理解してもらいたいと。国民の人たちを向いて私はこの意見というか、これをまとめたということですから、委員の方々の立場としてはいろいろ御不満な点もあると思いますけれども、そういうようなことを酌み入れながら、また今日いただいた意見を酌み入れながら、また次、3月にやりたいと思いますから、それで今日御意見いただいて取り入れて、またやりますので……

○金子委員 だから、その違ってきていることを活用しなければならない。お言葉ですが、国民にメッセージを出すためにこの委員会はあるんですよ。個人の意見を出すためにあるのではないんです。我々も国民にそういうメッセージを伝えたいという熱い希望を持っておるわけです。したがって、我々委員の意見でなくて別のものを書いたという、そういう台詞はないと思いますよ。

○江口座長 別ものではないですよ。申し上げておりますけれども、別のものを書いたわ

けではなくて、皆さん方の意見とか、1 ページ目に書いてありますけれども、いろいろな方々の意見を聞いてまとめたもので、別にもっと私が個人的に言うならば、もっと別のことを書きたいですが。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 ちょっと話の流れから外れるか「一般への理解」で、もうちょっと書き込めないかなというふうに個人的には思っています。というのは、結局のところ情報発信をするところに重点があると、結局は発信して本当に理解してもらったかどうかかわからないし、相手がどう思ったかわからないし、国民の情報を吸い上げるシステムというのが弱いのかなと思うんですね。

もちろんいろいろなシンポジウムや、そこでのアンケートとかもありますけれども、私の印象では、世論調査をやったのと同じようなアンケート結果とどうしてギャップがあるかというと、やっぱりこういうところに来られた方は熱心な方々で、平均的な国民からはかなり距離がある方々だと思うんです。もっと平均的な方々の議論を喚起しない限り、もしくはもっと地域の住民の方々がどうしたいというふうに積極的に思ったださらない限りこの議論というのは多分進まなくて、どんなに発信して理解してもらっても、理解のところでとまったら多分だめだと思うんです。だとすれば、一つ、書きぶりがちょっとわかりませんけれども、一般の意見を集約するようなシステムをどこかのところでビルトインできないかなというふうに思います。

○江口座長 わかりました。

どうぞ、山下委員。

○山下委員 まさに今の国民理解の問題ですけれども、もっと一般の人に理解してもらうには、もっと踏み込んだ論点にしたほうがいいと思います。例えば多極的国家の実現ということですね。私も何度も言いましたけれども、要するに地震に対するリスクなど東京一極集中のリスクを軽減するためにも、多極的国家である必要があるということを前面に出すことで、もっとアピール力が出るのではないかなという感じがします。

○江口座長 なるほど。

鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 国民に対するメッセージのところで、座長がまとめられた文案というのは、我々1年間ここに立ち会って一緒に議論させていただいていればよくわかるわけですね、違いは別にしましても。ただ、座長自身と同じなのは、やはり国民に向けてこの報告をメッセージとして発信すると。その場では私も変わらないんですけども、どういうふうな内容をどう発信するかというところで、金子委員からも御指摘がありましたけれども、私もやはりこれを読むと、私は今まで1年間一緒に参加させていただきましたので、立場は別にしてわかるんですけども、一般の国民にこれを読んでもらって、本当に江口座長が考えている思いというものがこれで伝わるのかなと。果たしてそれで、世論調査のことを先ほど座長がおっしゃいましたけれども、実際に世論調査をやると、去年の暮れの世論調

査でも62%がやはり道州制に対しては反対と言っているんですね。ですから、これはやっぱり動かせない事実だと思うんですよ。ですから、やはりそういう中で国民に対してどういうメッセージを出すのかという視点は非常に重要だと思うんです。

それに関連して申し上げさせていただければ、冒頭に申し上げたんですけれども、やはりメリット・デメリットを具体的に整理、これだけ整理されているわけですから、これをきっちり掲げたほうがよほど国民には理解していただけるのではないかなと思います。

もう一つ、金子委員から強い御指摘がありましたけれども、広域連合等のところ、ここだけ【付記すべきその他の意見】ということで「疑問である」というような形で入っているのは私もちょっと解せないんですけれども、要するにこの場で関西広域連合の動きとか、それから九州の戦略会議の動きも具体的に関係者の方々から説明していただきましたし、増田大臣が以前、知事時代にかかわっておられた北東北3県の連携とか、各地域でそれなりに広域的にいろんな工夫が実際に起きているわけです。やはりそういうことに対して、もっとそれを支援するような、進めるようなメッセージというのもこの懇談会から発信するというのは非常に有効なのではないかなと思うんですね。

ですから、そういう視点から見ると、本当にこの24ページの(2)のところは、「お前たちが勝手に広域連合をつくってやっているみたいだけど、そんなの全然意味ないよ」みたいなふうにとられかねないと思うんですけれども、金子委員が繰り返しおっしゃっているように、地域の動きがやはり国の形を変える大きな一番のばねになると思うんです。ですから、それは経済界もそうですし、それから地域のいろんな段階の動きというのがあるわけですね。ですから、地域の個別具体的なそういう動きがあるということを具体的に書き込むというのも、それは国民に対してメッセージになりますし、その地域で取り組んでいるの方々にとっては励みになると思うんです。その中で当然限界も見えるでしょうし、「じゃ、どうする」というのがまたそこから地域の工夫として出てくると思いますので、そういうことはやはり必要ではないかと思います。

○江口座長　ありがとうございます。

○河内山委員　座長いいですか。冒頭に申し上げたことをちょっと補足しますが、基本設計、詳細設計の話がずっと出まして、基本設計部分で異論がない部分とか、大方の方がそうだなと思っている部分は、議論はもう必要ないと思いますけれども、今日も長谷川委員からお話がありましたような項目であるとか、あるいは冒頭に申し上げましたけれども、例えば道州内だけの財政調整でもう全国的な調整はしないというふうな基礎自治体の財政調整の話がありますけれども、そういうのはあまり明々白々にみんな議論したわけではありませんから、ちょっとそれを書き込まれるというのは……

○江口座長　それは出ましたよ。それはここにも書いてありますけれども、水平調整とかそういう議論はここでも出ましたし、それから特にタウンミーティングでもそういう話は出ていますよね。

○河内山委員　ええ、ですから、道州内調整で完結するんだというふうなことは、これは

いかなものかということもありますので、3 ページの一番下を書いてあるんですけども、だからそういうことについては、まだ詳細設計の議論が煮詰まっていないことについて明々白々に書かれるのはちょっといかなものかというのは重ねて申し上げたい。

○江口座長 いや、ここでも、河内山委員にはあれですけども、お休みになっていたとかどうか知りませんが、国が道州に対して垂直的に調整するのはよろしくない。そういう縦の関係ではなくて、道州間で道州財政調整会議というような、そういう場を設けて、お互いに道州間で調整を水平的に行うべきだというような議論だったと思うんですけども、堺屋委員、どうですか。

○堺屋委員 ちょっと河内山委員がおっしゃるのは、全国的には調整が必要だという意味でしょう。

○河内山委員 そうです。

○堺屋委員 それは道州間でやるということですよ。だから、国が金をばらまくのはやめたほうがいいということですよ。

○河内山委員 今日は時間ももうないので……

○江口座長 そうすることで、それは今までこの懇談会でも議論は出ていましたし。

○堺屋委員 随分議論したところですよ。

○江口座長 議論しましたよ、随分。

○鎌田委員 ただ、私の理解では、先ほど山東委員からありましたけれども、水平調整と言うは易いですけども、世界でやっているところなどほとんどないですよ。それをこんな形で、ほとんど議論がまだ。ですから、税財政の関係に関しては長谷川委員からもお話がありましたけれども、やっぱりちょっと踏み込んでいろいろ書き込み過ぎているのではないかなという感じがあります。ですから、やっぱりもう少しそのあたりはちょっと考え直していただいたらよいのではないかと。

○江口座長 そのあたりは考えましょう。しかし……

○堺屋委員 3月と言わずに2月中にもう一回やったらどうですかね。ちょっとこれ、まだまだ議論があるから。何回ぐらいで終わると思いますか。

○江口座長 ただ、堺屋委員、これをいつまでやっても、これは十人十色で、教育会議と一緒に、教育と道州制は誰でも全部一人一人、色が違うわけですよ。道州制で意見を一つにまとめるということ自体が、これで両論併記したら「何言っているかわからない」という形になりますので、とにかく今日の意見を参考にしながら、最終的に3月で1回で終わらせて……、また2月にやりますか。

○堺屋委員 どうですか。やりましょうよ。3月4日にやって、あと何回議論したら、皆さん。

要するに問題は、国の形を決めるということが今日決まったとしたら、その後は次の詳細設計に進めるんですが、国の形を決めるのか合併で行くのかというところが決まっていなかったから、今まで進まなかった。今日国の形から決めるということが決まったら、次

は……

○江口座長 私は当然国の形を決めるというところからというふうを考えてまとめたわけですからね。

○堺屋委員 だから、一つの段階を経たら次の詳細に行って、最後に財政問題になると思うんですけども、その財政問題に行くときに、もう一つはやはり国債をどうやって分配するということが残っているわけですよ。ここは一番財政調整と関係するところで、どれだけ負債を持っていくかということで、一遍に変わるんですよ。

○江口座長 一回、とにかく今日の議論をもとにいろいろ手を加えて修正して、第2次案というか、それを出させていただきますので、それでまた3月に御意見をいただいて、これは10回やっても20回やっても実感として最終ゴールは難しいというか。

だから、とにかく今日の意見を一回まとめさせてください。とにかく一回。それによってあと2回やるか、毎日やるか、1週間ぶっ続けでやるか、それはまた別にして、一回とにかく今日の意見をまとめさせていただいて、それで……。

長谷川委員、何か。

○長谷川委員 この議論が出たのは、座長が御苦労なさって紙を出したからですよ。この手の話は紙がなければ議論は前に進まないんですよ。紙が出たからこれだけ進んだので、とてもよかったのではないですか。

○江口座長 ありがとうございます。

それでは、予定もまいりましたので終わりたいと思いますけれども、次回は一応3月に、1回やるか2回やるかということはまた考えさせていただきますけれども、最終的には私に座長として御一任いただきまして、3月末ぐらいに私のほうから増田大臣に報告をさせていただこうというふうに思っております。

本日お配りした中間報告の私の案ですけれども、いろいろ皆さん方も御議論があるところでありまして、足らざるところ、また過分なところもあると思いますので、お持ち帰りいただいて結構ですけれども、マスコミ等が注目しておりますので、委員限り。取り扱いは厳重に注意していただくように特にお願いしたいというふうに思っております。

次回は3月4日ということで、火曜日5時からを予定いたしております。その状況によってまたどうするかと、堺屋委員のお話があったようにもう一回やるかどうかは判断させていただきますけれども、私の希望としては3月4日の1回で中間報告の最終議論にさせていただきたいというふうに思います。

では、最後に一言、大臣から。

○増田大臣 どうも今日はありがとうございました。私は通しで聞くのは実は今回が初めてなので、2つだけちょっと、手短に言います。

1つは、これは先ほども議題にありました、これはもう一回私も確認しますが、道州制を前に進めるための報告をいただくということで始まったというふうに理解していますので、単に論点整理ということであれば今までいろいろなものがあるので、道州制を前に進

めるという報告書がいただければ受け取る側として大変よいということでございます。

その上で、前の安倍内閣のときに始まっているあれですが、いろいろ当時、安倍総理と渡辺大臣とで御相談されて、こういう錚々たるメンバーで皆様方をお選びになったと思いますので、中でいろいろ議論はあると思いますが、これから先に言うことは大変僭越な言い方でございますけれども、そういった多様な皆さん方の意見を多様に取り入れていただいた上で方向性を出していただければと、それに尽きるんですけども、なかなか大変なことをお願いしているので申しわけないんですが、とにかく15名の委員の皆さん方でございますので、15名の皆さん方の意見がいろいろ入った上でのまとまった意見をいただきたいということでございます。

それから、あともう一つは、これも言わずもがなでございますが、やっぱり白紙のキャンパスに書くのではなくて、今ある行政体制などを変えていくということで、何か新しいニーズがあって、それで新しいものを何かつくっていくということですといろいろできるんですが、今あるものを変えていくという、ここがやはり一番困難なところだと思いますので、しかし、今までのいろいろな道州制の、先ほどちょっと御議論ございましたけれども、いろいろな提案がございましたんですけども、この移行のプロセスというのはやっぱり大変難しい、そこに困難さがあるんだということもございます。

どこがどういうふうに抵抗するというか、いろいろこれを敵視するのかと。仮にです。ちょっと言葉はきついです。中央省庁も書きようによってはもちろん嫌だなと。特に出先機関なんか抱えているところはそういうのがあるんですけど、最後は国会かなと、立法府かなと。立法府は恐らく強力な理解者もいるでしょうけれども、強力な反対者もいると思うので、そういうところかなというふうに思います。ただ、これを動かしていくのはもちろん行政府がどれだけリーダーシップをとれるかでございますが、最後はやっぱり立法府がいろいろ法律で決めていくということになりますので、こういったことも前提にいろいろとまとめていただければと。

ただ、ちょっと誤解のないように言いたいと思いますが、そういった立法府については政局が、これは内閣が責任を持ってやらなければいけないことでありますので、有識者の皆さん方に出していただいたものをどう取り扱うか、これはあくまでも内閣で責任を持って行うべきということで、そこは十分心得ているつもりでございますが、その上で白紙のキャンパスでない、今ある体制をいろいろと変えていくという移行のプロセスが大変難しいということも念頭に置いて、元に戻った言い方で恐縮でございますが、15名のいろいろな御意見ある皆さん方を、多様に意見を取り入れていただきつつ、方向性をまとめていただければということでございます。

また3月、一番大事なときかと思いますが、3月に2回やるか1回やるのか、いろいろと座長の御判断があらうかと思いますが、両方ともぜひ出ささせていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

今日はありがとうございました。

○江口座長 中間報告は今回がもう最後の最後ではないですから、まだ2年もありますから、皆さんお付き合いのほどをよろしくお願いします。

では終わります。ありがとうございました。

午後 7時13分閉会